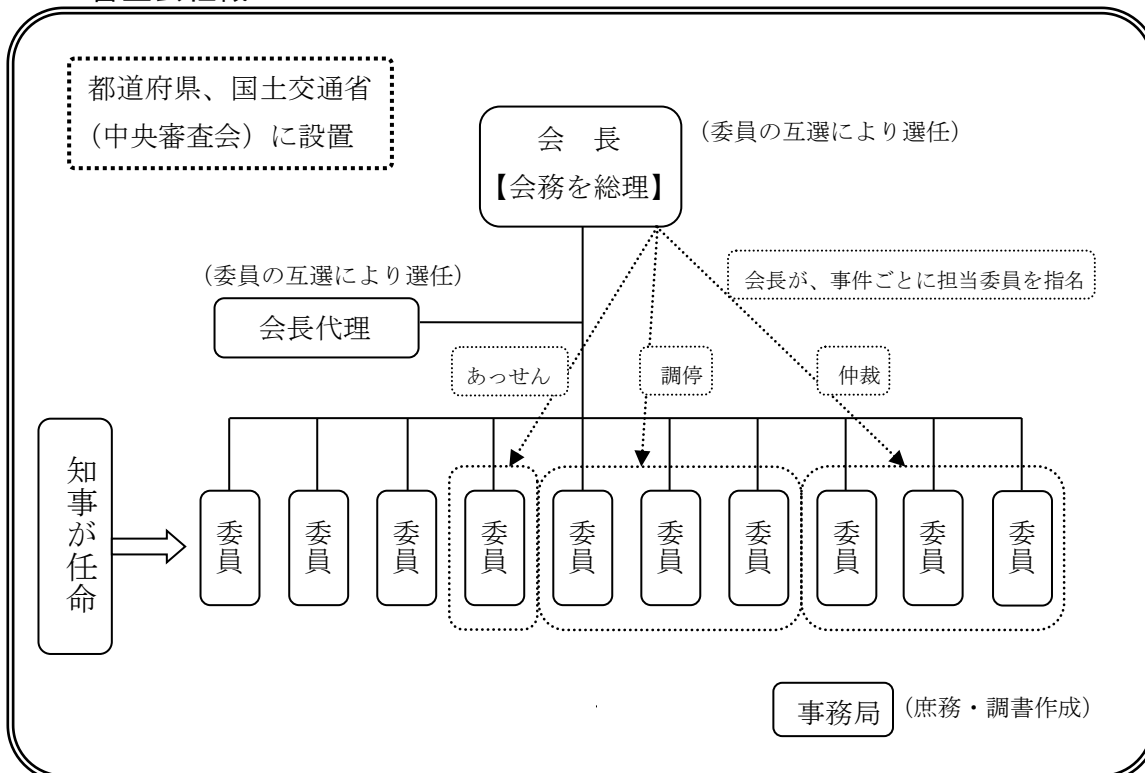


建設工事紛争審査会の組織・規定について

1 審査会組織



2 委員及び会長等に関する規定 (建設業法から抜粋)

- (1) 審査会は、委員をもって組織し、中央審査会の委員の定数は、15人以内とする。
- (2) 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、知事が任命する。
- (3) 委員の任期は2年とする。ただし、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。
- (4) 委員は、特別職の非常勤地方公務員とされるが、守秘義務の適用については一般職の地方公務員とみなされ、違反者には罰則が適用される。
- (5) 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (6) 会長は会務を総理する。会長に事故があるときは、委員から互選された者がその職を代理する。
- (7) 会議は、会長が招集する。
- (8) 委員の過半数の出席により、会議を開いて議決することができる。議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決する。
- (9) あつせん委員 (原則1名)、調停委員 (3名) は、事件 (申請案件) ごとに会長が指名する。
- (10) 仲裁委員 (3名) は、事件の当事者が合意により選定した委員を会長が指名する。当事者の合意による選定がなされないときは、会長が指名する。
- (11) 仲裁委員のうち少なくとも1人は弁護士でなければならない。